

選挙へ行こう！

期日前投票

投票日に仕事や出張・旅行などのために投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票をするときは、投票所入場券裏面の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記載してご持参ください。投票所での手続きも簡単になり、待ち時間も短くなります。

期間 公示日翌日から投票日前日まで
名嘉真、宇加地は1日のみ

時間・場所

- ・ 恩納村役場 2階会議室
午前8時30分～午後8時
- ・ 名嘉真区多目的施設、宇加地公民館
午前9時30分～午後7時

不在者投票

不在者投票施設として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができますので施設管理者に申し出てください。

また、旅行や出張などで他市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。ただし、投票用紙等の請求や交付は、恩納村選挙管理委員会と郵便でのやりとりが数回必要となるため、早めに手続きしてください。

期間 公示日翌日から投票日前日まで



お問い合わせ：恩納村選挙管理委員会 ☎ 966-1259

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たす方

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下である



障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たす方

- ① 前年の所得額が約 472 万円以下である

不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料の金銭を求めることもありません。

請求手続き

新たに支給対象となる方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月下旬ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金をこれから受け取られる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

「給付金専用ダイヤル」
0570-05-4092（ナビダイヤル）